

美浜町下水道事業経営戦略

団 体 名	美浜町
事 業 名	美浜町下水道事業 (公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水)
策 定 日	令和 3 年 3 月
計 画 期 間	令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道：平成7年度(25年経過) 農業集落排水：昭和62年度(33年経過) 漁業集落排水：昭和61年度(34年経過) ※経過年数は令和3年3月時点	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	公共下水道：16.81人/ha 農業集落排水：20.83人/ha 漁業集落排水：55.50人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	公共下水道：1処理区(美浜処理区) 農業集落排水：6処理区(竹波、山上、佐田、太田、北田、新庄処理区) 漁業集落排水：3処理区(丹生、菅浜、日向処理区)		
処理場数	公共下水道：1処理場 農業集落排水：5処理場 漁業集落排水：3処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	福井県汚水処理広域化・共同化計画検討会に参加している。 また、処理区の統廃合を進めている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯人員</th> <th colspan="2">水洗便所・生活雑排水接続の排除量</th> <th colspan="2">水洗便所未接続の排除量 (生活雑排水のみ接続)</th> </tr> <tr> <th>認定排除量</th> <th>料金(税別)</th> <th>認定排除量</th> <th>料金(税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人</td><td>10㎡</td><td>1,400円</td><td>8㎡</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>19㎡</td><td>2,660円</td><td>15㎡</td><td>2,100円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>28㎡</td><td>3,920円</td><td>22㎡</td><td>3,080円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>37㎡</td><td>5,180円</td><td>29㎡</td><td>4,060円</td></tr> <tr><td>5人</td><td>46㎡</td><td>6,440円</td><td>36㎡</td><td>5,040円</td></tr> <tr><td>6人</td><td>51㎡</td><td>7,150円</td><td>41㎡</td><td>5,740円</td></tr> <tr><td>7人</td><td>56㎡</td><td>7,900円</td><td>46㎡</td><td>6,440円</td></tr> <tr><td>8人</td><td>61㎡</td><td>8,650円</td><td>51㎡</td><td>7,150円</td></tr> <tr><td>9人</td><td>66㎡</td><td>9,400円</td><td>56㎡</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>10人</td><td>71㎡</td><td>10,150円</td><td>61㎡</td><td>8,650円</td></tr> <tr><td>11人</td><td>76㎡</td><td>10,900円</td><td>66㎡</td><td>9,400円</td></tr> <tr><td>12人</td><td>81㎡</td><td>11,650円</td><td>71㎡</td><td>10,150円</td></tr> </tbody> </table>				世帯人員	水洗便所・生活雑排水接続の排除量		水洗便所未接続の排除量 (生活雑排水のみ接続)		認定排除量	料金(税別)	認定排除量	料金(税別)	1人	10㎡	1,400円	8㎡	1,400円	2人	19㎡	2,660円	15㎡	2,100円	3人	28㎡	3,920円	22㎡	3,080円	4人	37㎡	5,180円	29㎡	4,060円	5人	46㎡	6,440円	36㎡	5,040円	6人	51㎡	7,150円	41㎡	5,740円	7人	56㎡	7,900円	46㎡	6,440円	8人	61㎡	8,650円	51㎡	7,150円	9人	66㎡	9,400円	56㎡	7,900円	10人	71㎡	10,150円	61㎡	8,650円	11人	76㎡	10,900円	66㎡	9,400円	12人	81㎡	11,650円	71㎡	10,150円
	世帯人員	水洗便所・生活雑排水接続の排除量		水洗便所未接続の排除量 (生活雑排水のみ接続)																																																																					
認定排除量		料金(税別)	認定排除量	料金(税別)																																																																					
1人	10㎡	1,400円	8㎡	1,400円																																																																					
2人	19㎡	2,660円	15㎡	2,100円																																																																					
3人	28㎡	3,920円	22㎡	3,080円																																																																					
4人	37㎡	5,180円	29㎡	4,060円																																																																					
5人	46㎡	6,440円	36㎡	5,040円																																																																					
6人	51㎡	7,150円	41㎡	5,740円																																																																					
7人	56㎡	7,900円	46㎡	6,440円																																																																					
8人	61㎡	8,650円	51㎡	7,150円																																																																					
9人	66㎡	9,400円	56㎡	7,900円																																																																					
10人	71㎡	10,150円	61㎡	8,650円																																																																					
11人	76㎡	10,900円	66㎡	9,400円																																																																					
12人	81㎡	11,650円	71㎡	10,150円																																																																					
業務用使用料体系の 概要・考え方	水道水のみを使用した場合は水道の使用量とし、水道水以外の水のみを使用した場合は町長の定める計測器により計測した水量とする。この場合において、水道水と水道水以外の水を併用した場合は、水道の使用量に町長の定める計測器により計測した水量を加えたものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>排除量</th> <th>料金(税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>10㎡までの分</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">累進料金 (1㎡につき)</td> <td>10㎡を超え50㎡までの分</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超え100㎡までの分</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超え200㎡までの分</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>200㎡を超える分</td> <td>180円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	排除量	料金(税別)	基本料金	10㎡までの分	1,400円	累進料金 (1㎡につき)	10㎡を超え50㎡までの分	140円	50㎡を超え100㎡までの分	150円	100㎡を超え200㎡までの分	160円	200㎡を超える分	180円																																																						
区分	排除量	料金(税別)																																																																							
基本料金	10㎡までの分	1,400円																																																																							
累進料金 (1㎡につき)	10㎡を超え50㎡までの分	140円																																																																							
	50㎡を超え100㎡までの分	150円																																																																							
	100㎡を超え200㎡までの分	160円																																																																							
	200㎡を超える分	180円																																																																							
その他の使用料体系の 概要・考え方	使用する水の量が下水道への排除量と著しく異なる場合は、その使用月に下水道への排除量及びその算出根拠を記載した申告書提出し、町長の認定を受けること。																																																																								
(公共下水道) 条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 3,024円 平成30年度 3,024円 令和元年度 3,080円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 2,181円 平成30年度 2,200円 令和元年度 2,351円																																																																						
(農業集落排水) 条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 3,024円 平成30年度 3,024円 令和元年度 3,080円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 3,055円 平成30年度 3,104円 令和元年度 2,854円																																																																						
(漁業集落排水) 条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 3,024円 平成30年度 3,024円 令和元年度 3,080円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 1,737円 平成30年度 1,757円 令和元年度 1,957円																																																																						

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>令和2年度末時点の組織体系と職員数は下図の通りである。 主な業務は以下に示す。 ・上下水道担当：課長補佐1名、主事2名 ・簡易水道担当：課長補佐1名 ・下水道担当：課長補佐1名、主査1名、主事1名</p> <div style="text-align: center;"> <p>組織図</p> <pre> 上下水道課 ├── 課長(1名) ├── 課長補佐(3名) ├── 主査(1名) └── 主事(3名) 計8名 </pre> </div>
事 業 運 営 組 織	<p>職員数は減少傾向となっている。 当面は現状の組織体系で業務を行う予定である。</p>

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びマンホールポンプ場の維持管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

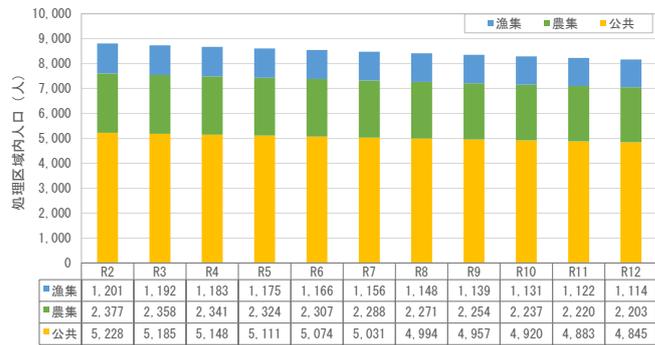
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別添する経営比較分析表の通り。

2. 将来の事業環境

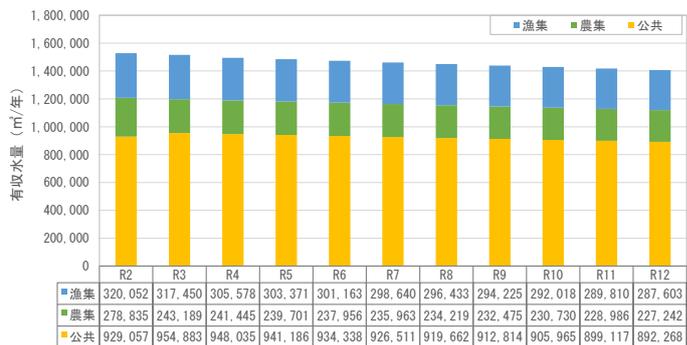
(1) 処理区域内人口の予測

新規整備を予定していないため、町内の人口変動(微減傾向)に応じて、処理区域内人口も微減する見通しである。



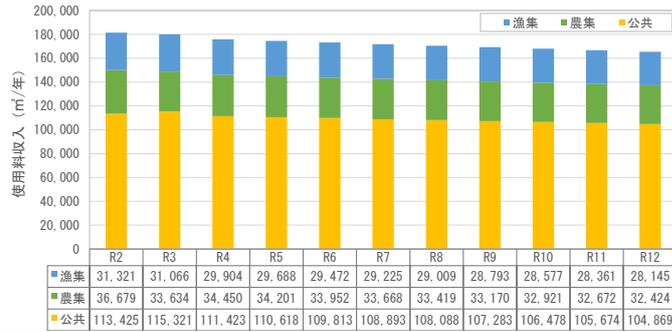
(2) 有収水量の予測

水洗化率は高水準であるため、将来の大幅な向上は見込めない。このため、概ね処理区域内人口の減少に応じて有収水量も微減する見通しである。



(3) 使用料収入の見通し

処理区域内人口及び有収水量の減少に伴い、使用料収入も減少する（令和元年度に対し、10年後では使用料収入は約9%減少する）見通しである。



(4) 施設の見通し

供用開始後の経過年数は古いもので公共下水道が25年、農業集落排水で33年、漁業集落排水で34年である。このため、管路施設については標準耐用年数(50年)に対し約5～7割の経過年数となるため、この10年間では大きな改築・更新は求められないと考えられる。但し、リスクの高い施設に対しては計画的な点検・調査を行い、必要に応じて改築・更新を実施する。ポンプ施設、処理場施設については、主に機械・電気設備の標準耐用年数(種類によるが概ね15～20年程度)を超過する施設が散見されるため、調査による状態の把握を行い、必要に応じて改築・更新を実施する。これらに加えて、処理区の統廃合に伴う接続管路施設の新設・処理場の解体等が予定されている。

(5) 組織の見通し

現行の組織体制で今後も業務を続ける予定である。組織改編等については予定していない。

3. 経営の基本方針

本町における経営の基本方針を以下に示す。

- ①「安定した下水道サービスの提供」(施設の健全性の確保、災害発生時の施設機能の確保)
- ②「持続可能な経営」(収支バランスを保つ)

これらの基本方針を達成するために、主に以下に示す事項の実施を検討する。

・建設に係る検討

主にポンプ施設、処理場施設について標準耐用年数を超過する施設が多くなるため、施設の健全性を確保するための投資が必要となる。さらに、処理区の統廃合を行う施設整備・解体工事を行うため、投資が単年に集中しないよう、長期的な視点で施設整備の計画を行う必要がある。管路施設についても、管渠本体は現状は比較的良好な健全性であると考えられるが、事故等の要因となるマンホール蓋の改築等を実施する。

・維持管理に関する検討

処理区の統廃合によりスケールメリットを生かした維持管理費の低減を図る。また、管路施設の不明水対策を行うことで維持管理費の低減を図る。

・経営基盤の強化に関する検討

収支計画に基づき、必要に応じて投資の平準化や適正な使用料収入の検討を行う。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none">・標準耐用年数を迎える施設の改築・更新の実施（主に処理場の機械・電気設備及びマンホールポンプが対象）・処理区の統廃合の実施・管路の不明水対策の実施・マンホール蓋の交換・処理場建築施設の耐震化に係る診断、設計、補強工事の実施
--------	---

- ・改築・更新計画、耐震化計画に基づき、建設投資額を計上した。
- ・不明水対策に関する調査・対策費用を計上した。
- ・処理区の統廃合に係る、新設管路の整備、処理場解体に係る費用を計上した。
- ・マンホール蓋の交換費用を計上した。
- ・上記について、当面の計画が無い期間の改築・更新費用については、概ね計画程度の投資規模が続くこととした。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none">・投資に対し、利用可能な交付金対象事業を積極的に活用する
--------	--

- ・使用料収入は緩やかに減少する。
- ・交付金は特に改築・更新時には「ストックマネジメント支援制度」を活用し、積極的な確保に努める。
- ・地方債は将来の負担が大きくなるように適切に借り入れる。
- ・繰入金は基準内・基準外について見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・人件費や維持管理費は例年程度となるよう、抑制する。（一部人員の増減により変動を見込んでいる）
- ・元利償還費はピークを過ぎ、低減していく見通しとなる。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理区の統廃合を検討している。 福井県汚水処理広域化・共同化計画検討会にて実施メニューへの参加可否を検討している。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画におけるリスク評価、改築・更新の判断基準に基づき改築・更新を行うことで投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の下水道の経営や投資の状況を勘案し、適正な使用料に関する検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	先進自治体の取り組みを参考にしながら、維持管理業務上支障のない範囲で実施できるか検討を行う。
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	先進事例等の情報を収集し、調査・検討を行う。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、時間外手当等の削減により抑制を図る。
動力費に関する事項	改築・更新で導入する機器は省エネルギーに対応した選定に努め、動力費の節減を図る。
薬品費に関する事項	薬品の調達手法の見直しによりコスト削減が図れないか、検討を行う。
修繕費に関する事項	計画的な保守・点検により、事故等の未然防止を図り、引き続き経費の削減に努める。
委託費に関する事項	民間委託している委託業務内容を精査し、コスト削減を図る。
その他の取組	処理区の統廃合・不明水対策の実施による処理費の削減を図る。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	PDCAサイクルによる進捗管理を活用し、事後検証を行う。また、今後の人口減少、事業の実施状況、国等の交付金の状況等、様々な下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて経営戦略の見直しを行う。当面では企業会計移行の見通しが立った段階で経営戦略の見直しが必要と考えている。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算) R1	前年度 (決算) R2	本年度 R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3,082	△ 4,907										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	1,825	4,907										
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,907											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	4,521											
実 質 収 支 黒 字 (P)	386											
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	55%	44%	47%	48%	49%	51%	52%	52%	52%	53%	56%	55%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	183,679	181,425	180,021	175,777	174,507	173,237	171,786	170,516	169,246	167,976	166,707	165,438
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	3,347,017	3,086,130	2,803,239	2,585,101	2,476,060	2,298,844	2,128,863	1,930,850	1,775,857	1,624,193	1,486,624	1,347,835

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算) R1	前年度 (決算) R2	本年度 R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収 益 的 収 支 分	163,376	92,944	110,102	106,730	97,172	120,133	95,417	75,452	69,790	67,561	98,561	86,954
うち基準内繰入金	125,116	88,492	101,022	93,816	84,884	89,988	76,910	64,270	57,664	55,363	67,881	67,971
うち基準外繰入金	38,260	4,452	9,080	12,914	12,288	30,145	18,507	11,182	12,127	12,198	30,680	18,983
資 本 的 収 支 分	262,574	341,724	320,660	292,428	276,371	242,421	218,541	215,293	213,921	197,541	166,946	174,665
うち基準内繰入金	36,644	35,757	34,467	33,494	30,898	30,439	26,758	24,794	24,109	22,439	22,230	22,329
うち基準外繰入金	225,930	305,967	286,193	258,934	245,473	211,982	191,783	190,499	189,812	175,102	144,716	152,336
合 計	425,950	434,668	430,762	399,158	373,543	362,555	313,957	290,746	283,711	265,102	265,507	261,620

経営比較分析表（令和元年度決算）

福井県 美浜町

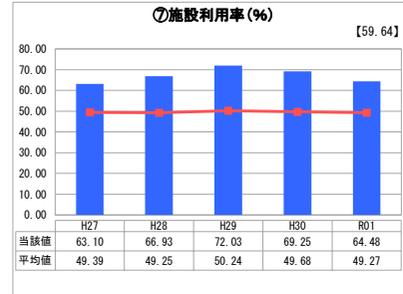
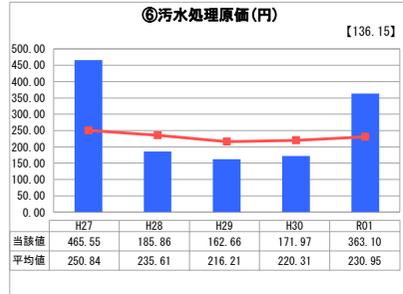
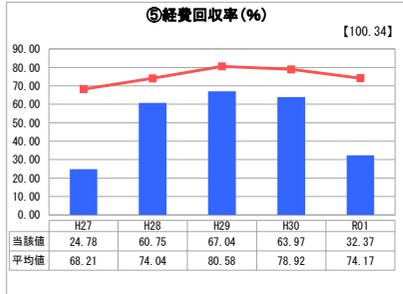
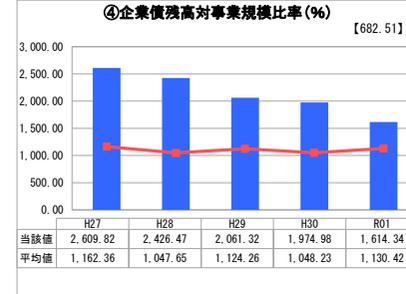
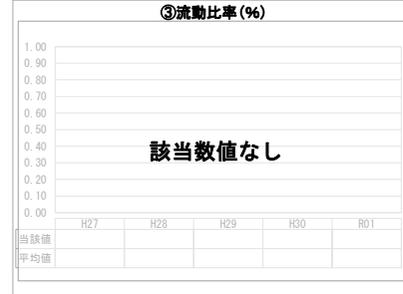
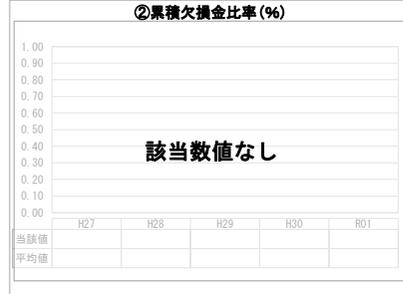
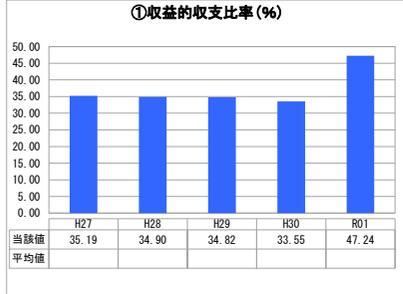
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20 ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	56.98	100.00	3,080

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
9,346	152.35	61.35
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
5,313	3.16	1,681.33

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率、⑤経費回収率から見ると、当町の公共下水道施設は、現行使用料金収入が低く、汚水処理費用を賄うことが出来ない。そのため、地方債元利償還金や維持管理費の一部を一般会計からの繰入金として受け入れることで経営を維持している状況である。今後は、料金改定や維持管理費用の削減など経営改善へ向けた取組が必要である。

⑥汚水処理原価については、類似団体平均値を上回っており、投資の効率化や維持管理費の削減等の取組といった経営改善が必要である。

④企業債残高対事業規模比率については、類似団体平均値よりも高い水準で推移しているが、年々減少しており、今後は、料金改定を含めた使用料金収入の確保や更新計画の見直し等を行い、経営改善を図っていく必要がある。

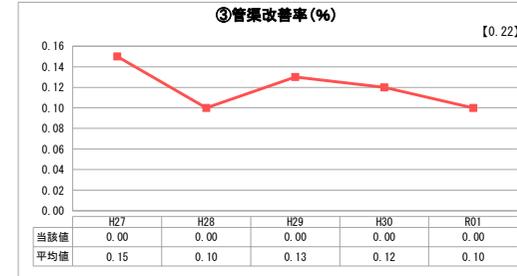
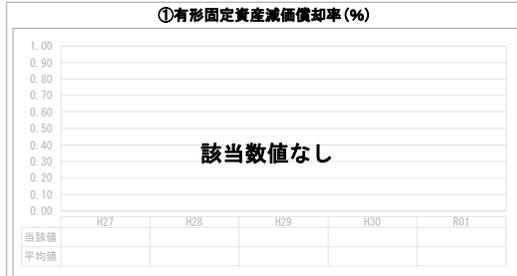
⑦施設利用率については、類似団体平均値より高い状況ではあるが、汚水処理人口の減少等により施設利用率が低下することが想定されることから、集落排水施設との統合を始め、より一層の加入者の増加に努めていく。

⑧水洗化率については、類似団体平均値を下回っているが、啓発を行い微増ではあるが増加傾向にあるため、更なる水洗化率アップに努めていく。

2. 老朽化の状況について

平成元年度から事業に着手し、管渠においては平成2年度、処理場においては平成4年度から整備を開始している。最も経過している管渠で30年、処理施設で25年となっているが、管渠について現状としては更新・老朽化対策は実施していない。しかし、処理場については機械・電気設備の修繕が多くなってきていることから、今後はストックマネジメント計画を策定し、計画的に修繕や更新を行い健全な施設管理に努める。

2. 老朽化の状況



全体総括

現在、公共下水道の整備は完了しているが、水洗化率の低迷や人口減少等による使用料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等が大きな課題となっている。

こうした中で、短期的な対策として接続促進を強化していくことが重要であり、また、長期的な対策としては、使用料金収入の確保はもとより、将来的な施設の更新を見据え、定期的な点検等により適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画の策定により維持管理費などのトータルコスト削減に努めることが重要である。一方で、今後想定される人口減少社会を鑑み、町全体の下水道計画区域の見直しを含め、効率的な下水道整備を推進していくことが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和元年度決算）

福井県 美浜町

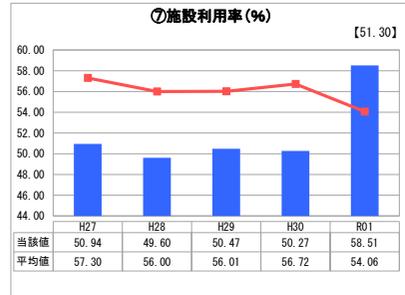
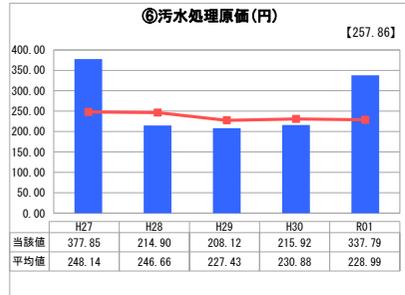
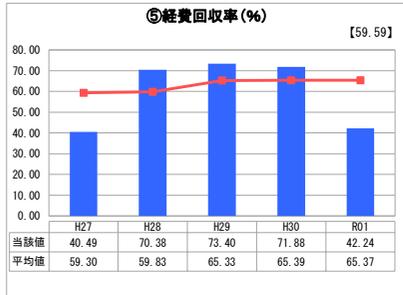
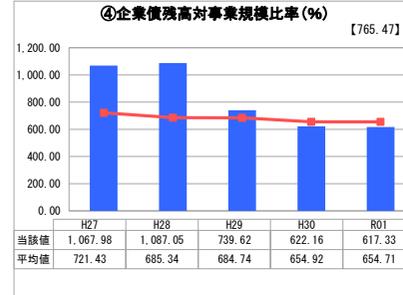
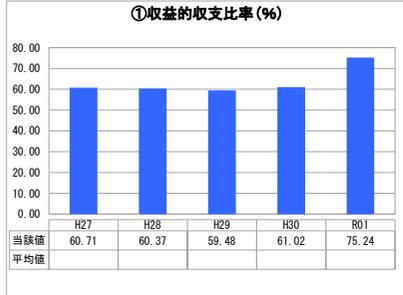
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	25.91	100.00	4,312

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
9,346	152.35	61.35
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,416	1.16	2,082.76

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率、⑤経費回収率から見ると、当町の農業集落排水施設は、現行使用料金収入が低く、汚水処理費用を賄うことが出来ない。そのため、地方債元利償還金や維持管理費の一部を一般会計からの繰入金として受け入れることで経営を維持している状況である。今後は、料金改定や維持管理費用の削減など経営改善へ向けた取組が必要である。

⑥汚水処理原価については、類似団体平均値を上回っており、投資の効率化や維持管理費の削減等の取組といった経営改善が必要である。

④企業債残高対事業規模比率については、類似団体平均値より低い状況であるが、供用開始後年数が経過しており更新等費用が多くなってくることから、今後は、料金改定を含めた使用料金収入の確保や更新計画の見直し等を行い、経営改善を図っていく必要がある。

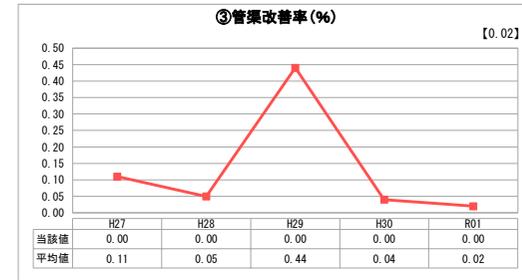
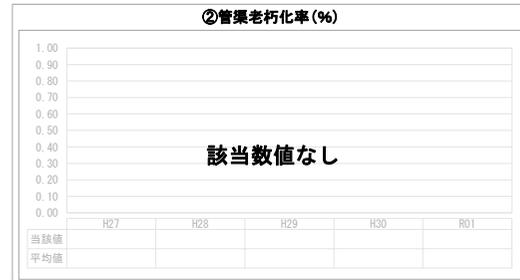
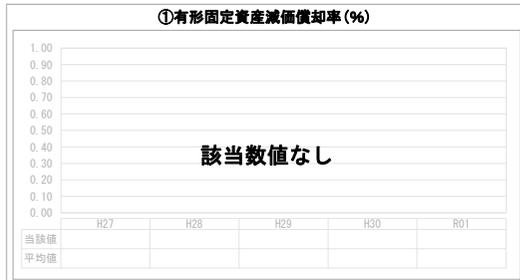
⑦施設利用率については、本年度は類似団体平均値より高かったものの、汚水処理人口の減少等により施設の利用率が低下傾向にあるため、公共下水道への統合を含め、事業計画区域の見直し等を行い施設の遊休状態がないよう努めていく。

⑧水洗化率については、類似団体平均値を下回っており、今後とも啓発を行い更なる水洗化率アップに努めていく。

2. 老朽化の状況について

昭和59年度からに事業に着手し、現在までに8集落において整備が完了している。最も経過している管渠で35年、処理施設で33年となっているが、現状としては管渠の更新・老朽化対策は実施していない。しかし、処理場については老朽化によって機械・電気設備の修繕が多くなっており、応急的な対応しか実施出来ないのが現状である。今後は集落排水の公共下水道への統合も含め、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に修繕や更新を行い適切に対応していく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

現在、農業集落排水施設の整備は完了しているが、水洗化率の低迷や人口減少等による使用料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等が大きな課題となっている。

こうした中で、短期的な対策として接続促進を強化することが重要であり、また、長期的な対策としては、使用料金収入の確保はもとより、将来的な施設の更新を見据え、ストックマネジメント計画等に基づき、計画的な点検・更新等により適切な維持管理を行い、経費のトータルコスト削減に努めることが重要である。一方で、今後想定される人口減少社会を鑑み、町全体の下水道計画区域の見直しを含め、効率的な下水道整備を推進することが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和元年度決算）

福井県 美浜町

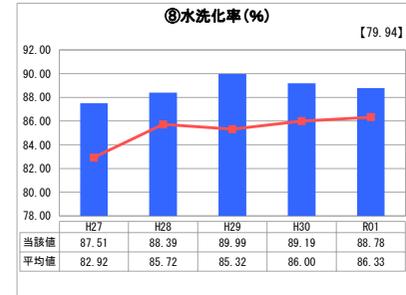
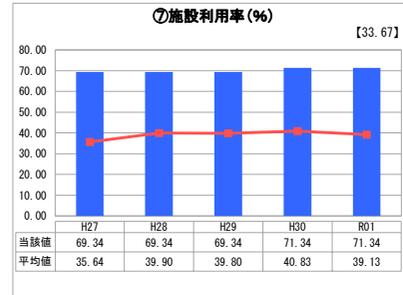
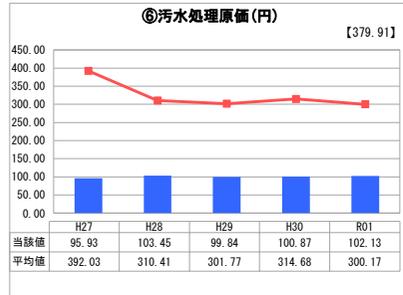
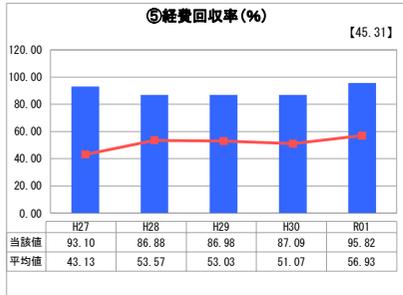
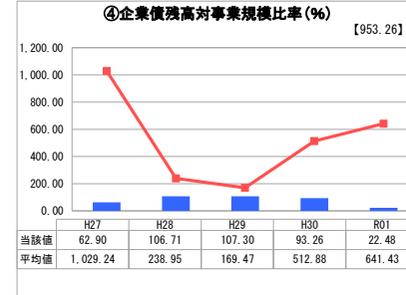
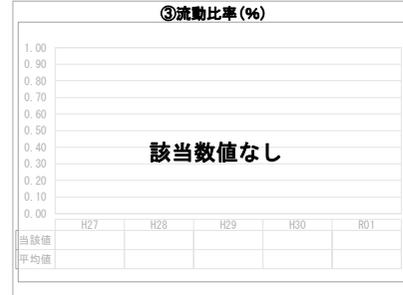
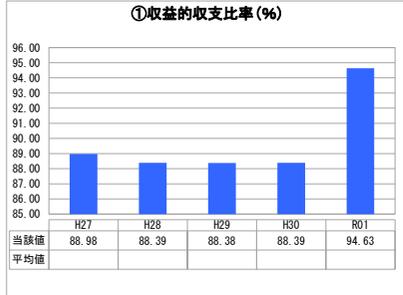
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	13.10	100.00	4,312

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
9,346	152.35	61.35
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,221	0.22	5,550.00

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率、⑤経費回収率から見ると、当町の漁業集落排水施設は、現行使用料金収入で汚水処理費用を概ね賄うことが出来ている。しかし、今後、人口減少等による使用料金収入の減少や更新投資の増加が想定されるため、料金改定や維持管理費用の削減など経営改善に向けた取組が必要である。

⑥汚水処理原価については、類似団体平均値を下回っているが、より一層投資の効率化や維持管理費を削減させる取組といった経営改善に努めていく。

④企業債残高対事業規模比率については、類似団体平均値を下回っているが、供用開始後年数が経過しており更新等費用が多くなってくることから、今後は、料金改定を含めた使用料金収入の確保や更新計画の見直し等を行い、経営改善を図っていく必要がある。

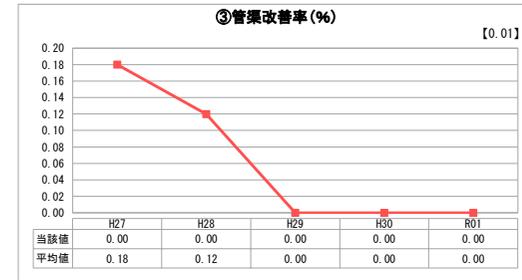
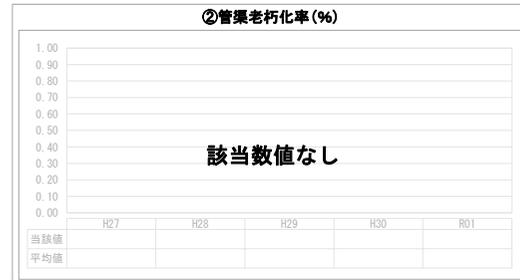
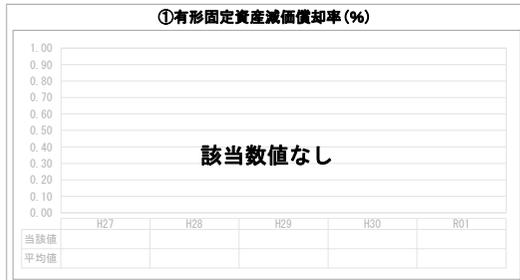
⑦施設利用率については、類似団体平均値より高い状況であるが、汚水処理人口の減少等により施設利用率が低下傾向にあるため、事業計画区域の見直しを含め施設の遊休状態がないよう努めていく。

⑧水洗化率については、類似団体平均値を上回っているが、啓発を行い更なる水洗化率アップに努めていく。

2. 老朽化の状況について

昭和58年度から事業に着手し、現在までに3集落において整備が完了している。最も経過している管渠で37年、処理施設で34年となっているが、現状としては管渠の更新・老朽化対策は実施していない。しかし、処理場については老朽化によって機械・電気設備の修繕が多くなっており、応急的な対応しか実施出来ていないのが現状である。今後は機能診断調査等を実施し、計画的に修繕や更新を行い、適切に対応していく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

現在、漁業集落排水施設の整備は完了しているが、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等が大きな課題となっている。

こうした中で、今後人口減少等による使用料金収入の減少等が想定されることから、短期的な対策として、接続促進を強化することが重要であり、また、長期的な対策としては、将来的な施設の更新を見据え、定期的な点検等により適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画策定による維持管理費等のトータルコスト削減に努めることが重要である。今後、町全体の下水道計画区域の見直しを含め、さらに効率的な下水道整備を推進することが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。